約款規程集の新旧対照表

頁数	新旧対照表等名
1	「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」一部改正についての新旧対照表
10	「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」一部改正についての新旧対照表

「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」 一部改正についての新旧対照表

下線部分変更

新

IB

非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に 関する約款

(約款の趣旨)

第 1 条 この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、木村証券株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号、第4号及び第6号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 (現行どおり)

(非課税口座開設届出書等の提出等)

第 2 条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるた めには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定 める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項 第1号、<u>第10項及び第19項</u>に基づき<u>「非課税口座開設届出書」</u> (既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開 <u>設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合に</u> は、「非課税口座開設届出書」及び「非課税口座廃止通知書」若し くは「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場 合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税 口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」) を提出するとともに、 当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子 証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の 3 第 24 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定め る書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が 租税特別措置法施行令第25条の13第22項の規定に該当する場合 には、氏名、生年月日及び住所。) を告知し、租税特別措置法その 他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)又は非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

- 2 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止 通知書」又は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、 当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出 書」の提出をすることはできません。
- 3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14<u>第16項</u>に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。
- 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その 提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様 に租税特別措置法第37条の14第5項<u>第10号</u>に規定する「非課 税口座廃止通知書」を交付します。
- ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に<u>「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日</u>

(約款の趣旨)

第 1 条 この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第13条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、木村証券株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号及び第4号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款

2 (省略)

(非課税口座開設届出書等の提出等)

第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるた めには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定 める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項 第1号、**第6項及び第20項**に基づき<u>「非課税適用確認書の交付申</u> 請書兼非課税口座開設届出書」及び住民票の写し等(住民票の写 <u>し等については、平成29年9月30日までに非課税適用確認書の</u> 交付申請手続きを行う場合に限ります。)、「非課税適用確認書の交 付申請書」(既に当社に非課税口座を開設しており、平成30年分 以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を 他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限りま す。)又は「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、 「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」(既に当社 に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非 <u>課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提出するととも</u> に、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用 電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の 12 第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定 める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様 が租税特別措置法施行令第25条の13第20項の規定に該当する場 合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法そ の他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)又は<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認 書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。

- 2 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」又は「非課税適用確認書の交付申請書」について、同一の勘定設定期間に当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。
- 3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14<u>第17項</u>に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。
- 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その 提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様 に租税特別措置法第37条の14第5項**第8号**に規定する「非課税 口座廃止通知書」を交付します。
 - ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に**同日の属する年分の非課税管理勘定又は累**

の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累 積投資勘定が設けられていたとき

- ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の<u>非課税管理勘</u> 定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定</u>が設けられること となっていたとき
- 5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定、 累積投資勘定又は特定累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14<u>第13項</u>に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。
- 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年 <u>に係る非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定</u>が既 に設けられている場合には<u>当該非課税管理勘定、累積投資勘定又</u> <u>は特定累積投資勘定</u>を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条 の14第5項<u>第9号</u>に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

(非課税管理勘定の設定)

- 第 3 条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。)につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。
 - 2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

(累積投資勘定の設定)

- 第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018 年から 2042 年までの各年(非課税管理勘定又は特定累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。
 - 2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日 (「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合 における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の 日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃 止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様 の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定が できる旨等の提供があった日(累積投資勘定を設定しようとする 年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けら れます。

(特定累積投資勘定の設定)

第3条の3 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特

旧

積投資勘定が設けられていたとき

- ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の<u>非課税管理勘</u> 定又は累積投資勘定が設けられることとなっていたとき
- 5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき<u>非課税管理勘定</u> <u>又は累積投資勘定</u>を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に<u>当該非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14<u>第14項</u>に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。
- 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年 に係る<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>が既に設けられている 場合には<u>当該非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>を廃止し、お客様 に租税特別措置法第37条の14第5項<u>第7号</u>に規定する「勘定廃 止通知書」を交付します。
- 7 平成29年10月1日時点で当社に開設した非課税口座に平成29年分の非課税管理勘定が設けられており、当社に個人番号の告知を行っているお客様のうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。

(非課税管理勘定の設定)

- 第 3 条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。)につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」「に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。
 - 2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

(累積投資勘定の設定)

- 第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための界積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成30年から平成49年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。
 - 2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日 (「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合にお ける当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)に おいて設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知 書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課 税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる 旨等の提供があった日(累積投資勘定を設定しようとする年の1 月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

(新設)

新 旧

定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録 又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2024年から2028年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月 1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

(特定非課税管理勘定の設定)

- 第3条の4 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は第3条の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。
- <u>(非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税</u> 管理勘定における処理)
- 第 4 条 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口 座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設け られた非課税管理勘定において処理いたします。
 - 2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への 記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた累 積投資勘定において処理いたします。
 - 3 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿 への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられ た特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において処理いた します。

(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第 5 条 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの及び租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。

(現行どおり) イ (現行どおり)

- ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座(租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。)に設けられた未成年者非課税管理勘定(同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。)をいいます。以下、この条において同じ。)から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13<u>第11項</u>により読み替えて準用する同条<u>第10項</u>各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13<u>第12項</u>各号に規定する ト場株式等

(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条の2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及び口に掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託

(新設)

(非課税管理勘定又は累積投資勘定における処理)

- 第 4 条 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口 座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設け られた非課税管理勘定において処理いたします。
 - 2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への 記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた累 積投資勘定において処理いたします。

(追加)

(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。

① (省略) イ(省略)

- ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。)から租税特別措置法施行令第25条の13第9項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13<u>第10項</u>により読み替え で準用する同条<u>第9項</u>各号の規定に基づき、他年分非課税管理 勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する 年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課 税管理勘定に移管がされる上場株式等
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13<u>第11項</u>各号に規定する ト場株式等

(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条の2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約

者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13<u>第15項</u>各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの(以下、「累積投資上場株式等」といいます。)に限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

- ① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が40万円(②に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の13第22項に規定する取得に要した金額を控除した金額)を超えないもの
- ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 23 項により読み替え て準用する同条第 10 項第 1 号の規定に基づき、他年分特定累 積投資勘定(当該累積投資勘定を設けた口座に係る他の年分の 特定累積投資勘定をいいます。) から当該他年分特定累積投資 勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過し た日に、同日に設けられる累積投資勘定に移管がされる上場株 式等
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用す る同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式 等

(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

- 第5条の3 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資 勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づい て取得した次に掲げる累積投資上場株式等(「(非課税口座)継続 適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等 で①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。
 - ① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が20万円(第5条の4第1項第2号に掲げる上場株式等がある場合であって、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額から102万円を控除した金額が0を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した金額)を超えないもの
- ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 28 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)
- 第5条の4 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び第2項に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。
 - ① 次に掲げる上場株式等で、第3条の4に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはそのな管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が102万円(②に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの
 - イ 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座

旧

款 (外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類) において租税特別措置法施行令第25条の13<u>第13項</u>各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。) のみを受け入れます。

- ① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号及び第10号に規定する上場株式等

(追加)

(新設)

(新設)

に受け入れられるもの

- □ 当該特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の 年分の非課税管理勘定、特定非課税管理勘定又は当該非課 税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年 者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは租税 特別措置法第37条の14の2第5項第4号に規定する継続 管理勘定から租税特別措置法第25条の13第29項各号の規 定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除 きます。)
- ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 30 項により読み替えて準用する同条第 29 項各号(同項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。)の規定に基づき、他年分非課税管理勘定(特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは継続管理勘定をいいます。)から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から5年が経過した日(当該他年分非課税管理勘定が継続管理勘定である場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日)に移管がされる上場株式等
- ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用す る同条第 12 項各号に規定する上場株式等
- 2 特定非課税管理勘定には、お客様の区分に応じそれぞれ次の① 又は②及び③に定める上場株式等を受け入れることができま せん。
 - ① ②以外のお客様
 - 第1項第1号イに掲げる上場株式等で次のいずれかに該当 するもの

 - 口 その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条 第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、 当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された 銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定され ているもの
 - ハ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託 および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資 口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1 項に規定する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託で ある場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書 類)、同法第67条第1項に規定する規約(外国投資法人の 社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)又は 信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法 第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利 に対する投資(租税特別措置法第25条の13第15項第2号 に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行う こととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と 協議して定める事項が定められているもの
 - ② お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第25項第4号 □に規定する特定個人に該当する場合に、当社に対して「特定 累積投資上場株式等受入選択不適用届出書」の提出をしたお客様(不適用届出書の提出をされた後に、当社に対して「特定累 積投資上場株式等受入選択申出書」を提出されたお客様を除き ます。)

第1項第1号イに掲げる上場株式等のうち、株式(投資口及び①ロに掲げる上場株式等に該当するものを除きます。)以外のもの

③ 第1項第1号ロ又は第2号の移管により受入れをしようと する上場株式等のうち、同条第2項第1号ロ及びハに掲げる上 場株式等に該当するもの

(譲渡の方法)

第6条(現行どおり)2(現行どおり)

3 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座 簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式 等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方 法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の 規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡につい て、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は (譲渡の方法)

 第6条
 (省略)

 2
 (省略)

 (追加)

旧

租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4 項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲 渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が 当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により 行います。

(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

- 第7条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由によ り、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振 替によるものを含むものとし、第5条第1号ロ及び第2号に規定 する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項 各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るも のを除きます。) があった場合(同項各号に規定する事由により取 得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであ って、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定 が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出し があったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客 様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与 を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈 により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式 等を取得した者) に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特 別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、 その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日 等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信 の技術を利用する方法により通知いたします。
 - 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、 累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替に よるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第 24 項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に 規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを 除きます。) があった場合(同項第1号、第4号及び第11号に規 定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入 れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当 該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への 移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。) には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡によ り効力を生ずる贈与を含みます。) による払出しがあった場合に は、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株 式等であった上場株式等を取得した者) に対し、当該払出しがあ った上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する 払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由 及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用 する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知い
 - 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により 特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振 替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第28項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第 11 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係る ものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号及び第11 号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘 定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入 れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座か ら他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされ るものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与 <u>をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払</u> 出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る 非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対 し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14 第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項 各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情 <u>報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する</u> 方法により通知いたします。
 - 4 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し、振替によるものを含むものとし、第5条の4第1項第1号口及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れた後

(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

- 第7条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由によ り、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振 替によるものを含むものとし、第5条第1号ロ及び第2号に規定 する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第11項 各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るも のを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取 得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであ って、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定 が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出し があったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客 様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与 を含みます。) による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈 により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式 等を取得した者) に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特 別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、 その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日 等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信 の技術を利用する方法により通知いたします。
 - 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、 累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替に よるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 18項において準用する同条第11項第1号、第4号及び第10号に 規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを 除きます。)があった場合(同項第1号、第4号及び第10号に規 定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入 れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当 該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への 移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。) には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡によ り効力を生ずる贈与を含みます。) による払出しがあった場合に は、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株 式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあ った上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する 払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由 及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用 する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知い たします。

(追加)

(追加)

新 旧

直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

- 第 8 条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします<u>(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)。</u>
 - 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。
 - ① お客様から当社に対して第5条第1項第2号の移管を行う旨 その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼 書」の提出があった場合

非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定又は特定 非課税管理勘定への移管

- ② お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13 第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が 当社に特定口座を開設していない場合
- <u>一般口座への移管</u> ③ 前各号に掲げる場合以外の場合

特定口座への移管

(累積投資勘定終了時の取扱い)

- 第8条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします<u>(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投</u>資勘定を除きます。)。
 - 2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各 号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うも のとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をし たお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提 出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口 座へ移管いたします。
 - ① お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13 第20項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13 第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が 当社に特定口座を開設していない場合

一般口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

(特定累積投資勘定終了時の取扱い)

- 第8条の3 本約款に基づき非課税口座に設定した特定累積投資勘定 は当該特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1 日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は租 税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止し た特定累積投資勘定を除きます。)。
 - 2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定に係る上場株式等は、 次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取 扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提 出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」 の提出があった日までの間に特定累積投資勘定が終了した場合 は、一般口座へ移管いたします。
 - ① お客様から特定累積投資勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対して第5条の2第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合

非課税口座に新たに設けられる累積投資勘定への移管

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

- 第 8 条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)。
 - 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の 各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱う ものとします。
 - ① お客様から当社に対して<u>第5条第2号</u>の移管を行う旨その他 必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の 提出があった場合

非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管

② お客様が当社に特定口座を開設しており、お客様から当社に 対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 25 号イに規定する書類の提出があった場合

特定口座への移管

③ 前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

(累積投資勘定終了時の取扱い)

- 第8条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。)。
 - 2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。
 - ① お客様が当社に特定口座を開設しており、お客様から当社に 対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 25 号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管
 - ② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

(新設)

新 旧

- ② お客様から特定累積投資勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第26項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合
 - 一般口座への移管
- ③ 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

(特定非課税管理勘定終了時の取扱い)

- 第8条の4 本約款に基づき非課税口座に設定した特定非課税管理勘定は当該特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した特定非課税管理勘定を除きます。)。
 - 2 前項の終了時点で、特定非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に特定非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。
 - ① お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が別に定め る期限までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13 第26項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13 第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様 が当社に特定口座を開設していない場合

一般口座への移管

② 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

- 第 9 条 当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。
 - ① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合

当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又 は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所

② (現行どおり)

2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合 (第1項ただし書の規定 <u>の適用があるお客様を除きます。</u>) には、当該確認期間の終了の 日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株 式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、 前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認 できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る 「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当す ることとなった日以後は、この限りではありません。

(非課税管理勘定、累積投資勘定と特定累積投資勘定(特定非課税管 理勘定)の変更手続き)

第10条

(現行どおり)

2 お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当社の定める日までに、当社に対して「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。この場合において、当社は、「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客様に交付することなく、その作成をした日にお客様から提出を受けたものとみなして、<u>租税</u>

(新設)

(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

- 第 9 条 当社は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10年を経過した日及び同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。
 - ① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又は租税特別措置法施行令第25条の13第9項第1号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合

当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又 は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所

(省略)

2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

第10条 (省 略)

2 お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当社の定める日までに、当社に対して「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。この場合において、当社は、「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客様に交付することなく、その作成をした日にお客様から提出を受けたものとみなして、<u>租税</u>

特別措置法第37条の14第16項の規定を適用します。

3 <u>2024 年</u>1月1日以後、お客様が当社に開設した非課税口座(当該口座に<u>2023 年</u>分の非課税管理勘定が設定されている場合に限ります。) に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

(非課税口座の開設について)

第11条 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。

(非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法)

第12条 お客様が課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定 又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式(金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF(上場証券投資信託)、上場REIT(不動産投資信託)及び上場JDR(日本版預託証券)を含みます。)について支払われる配当金及び分配金(以下「配当金等」といいます。)を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。

(非課税口座取引である旨の明示)

第13条
2(現行どおり)
(現行どおり)

(契約の解除)

- **第14条** 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。
 - ① お客様から租税特別措置法第37条の14**第16項**に定める「非 課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
 - ② 租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合

租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税 口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5 年経 過する日の属する年の12 月 31 日)

③ 租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出国 届出書」の提出があった場合

出国日

- ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の 死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了 し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課 税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課 税口座開設者が死亡した日

以下の条文を1条ずつ繰り下げる。

2021年 4月

旧

特別措置法第37条の14第21項の規定を適用します。

3 平成36年1月1日以後、お客様が当社に開設した非課税口座 (当該口座に平成35年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限ります。)に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

(新設)

(非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法)

第11条 お客様が非課税管理勘定又は累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式(金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF(上場証券投資信託)、上場REIT(不動産投資信託)及び上場JDR(日本版預託証券)を含みます。)について支払われる配当金及び分配金(以下「配当金等」といいます。)を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。

(非課税口座取引である旨の明示)

 第12条
 (省略)

 2
 省略)

(契約の解除)

- **第13条** 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。
 - ① お客様から租税特別措置法第37条の14**第17項**に定める「非 課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
 - ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 1 項に定める「出 国届出書」の提出があった場合 出国日

(追加)

③ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合

租税特別措置法施行令第 25 条の13 の4第2項に規定する 「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた 日(出国日)

④ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の 死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、 租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座 開設者死亡届出書」の提出があった場合

当該非課税口座開設者が死亡した日

2019年 7月

「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」一部改正についての新旧対照表

下線部分変更

新

第2章 未成年者口座の管理

(未成年者口座開設届出書等の提出)

- 第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受ける ためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の 定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2 第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認 書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座 開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成 年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当社に対して同法 第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、 又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各 号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏 名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行 令第25条の13の8**第20項**により読み替えて準用する同令第25 条の13 第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び 住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認 を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書 の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を 廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受 け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月 30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成 年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社で は別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を 受領し、当社にて保管いたします。
 - 2 当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当社又は他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」及び「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。

3 (現行どおり)

- 4 お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日又は2023年12月31日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。
- 5 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)

第 3 条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条及び第25条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客様がその年の1月1日にお

IΒ

第2章 未成年者口座の管理

(未成年者口座開設届出書等の提出)

- 第 2 条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受ける ためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の 定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2 第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認 書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座 開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成 年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して同法第 37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、 又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各 号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏 名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行 令第25条の13の8第<u>17項</u>により読み替えて準用する同令第25 条の 13 <u>第 20 項</u>の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び 住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認 を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書 の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を 廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受 け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月 30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成 年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社で は別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を 受領し、当社にて保管いたします。
 - 2 当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当社又は他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」又は租税特別措置法第37条の14第6項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」(当該申請書にあっては、お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限ります。)を提出することはできません。
 - (省略)
 - 4 お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。
 - 5 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)

第 3 条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非 課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記 録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の 14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 15条から第17条、第19条及び第25条第1項を除き、以下同じ。) (以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。) につき、当 該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関 する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。) は、 平成28年から平成35年までの各年(お客様がその年の1月1日

いて 20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。

2 (現行どおり)

3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続 管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。

(非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)

第 4 条

(現行どおり)

(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

 第5条
 (現行どおり)

 ①
 (現行どおり)

 イ
 (現行どおり)

 ロ
 (現行どおり)

- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。) <u>の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当社が別に定める期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</u>
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8 第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13 第12項 各号に規定する上場株式等

2 (現行どおり) (現行どおり)

- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当社が別に定める期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

(譲渡の方法)

第 6 条 (現行どおり

(課税未成年者口座等への移管)

 第7条
 (現行どおり)

 ①
 (現行どおり)

 イ
 (現行どおり)

 ロ
 (現行どおり)

 ②
 (現行どおり)

- 2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項 第1号口及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各 号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこと とします。
 - ① お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第 2号、第6項第2号若しくは第7項において準用する同号に規 定する書面を5年経過日の属する年の当社が別に定める期限 までに提出した場合又は当社に特定口座(租税特別措置法第 37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項 第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に 限ります。)を開設していない場合

一般口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合

特定口座(前項1号イの場合には、課税未成年者口座を構成 する特定口座に限ります。)への移管

(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)

第8条 (現行どおり)

① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10<u>第8項</u>に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。) による未成年者口座からの払出し

旧

において 20 歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。) の1月1日に設けられます。

2 (省略)

3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、平成36年から平成40年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。

(非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)

第 4 条 (省 略)

(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

 第5条
 (省 略)

 ①
 (省 略)

 イ
 (省 略)

 ロ
 (省 略)

- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。) <u>の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に</u>移管がされる上場株式等
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8<u>第17項</u>の規定により読み替えて準用する同令第25条の13<u>第11項</u>各号に規定する上場株式等

2 (省略)

- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等

(譲渡の方法)

第 6 条 (省 略) (課税未成年者口座等への移管) 第 7 条 略 (1) 省 略 省 略 イ 省 略 省 略

- 2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項 第1号口及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各 号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこと とします。
- ① お客様が当社に特定口座(租税特別措置法第37条の11の3 第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合 には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を 開設しており、お客様から当社に対して租税特別措置法施行令 第25条の10の2第14項第26号イに規定する書類の提出があった場合

特定口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)

第8条 (省 略)

① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非 課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品 取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃 止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法 施行規則第18条の15の10<u>第6項</u>に定める事由(以下、「上場 等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出し
 ②
 (現行どおり)

 イ
 (現行どおり)

 ロ
 (現行どおり)

 ハ
 (現行どおり)

 ニ
 (現行どおり)

 ホ
 (現行どおり)

 ③
 (現行どおり)

(未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法)

第 9 条 (

(現行どおり)

係る有価証券のお客様への返還を行わないこと

(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第10条 (現行どおり)

(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第11条 (現行どおり)

(出国時の取扱い)

第12条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。

2 (現行どおり)

3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、<u>当社に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、</u>当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第3章 課税未成年者口座の管理

(課税未成年者口座の設定)

第13条 (現行どおり)

(課税管理勘定における処理) 第14条 (現行どおり)

(譲渡の方法)

第15条 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限ります。)又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

(課税管理勘定での管理)

第16条 (現行どおり) (課税管理勘定の金銭等の管理)

現行どおり 第17条 1 現行どおり 2 現行どおり 現行どおり イ 現行どおり \Box 現行どおり _ 現行どおり 現行どおり) ホ (3) 現行どおり)

(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第18条 (現行どおり)

(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)

第19条 (現行どおり) 2 (現行どおり) (出国時の取扱い)

第20条 (現行どおり)

係る有価証券のお	客様·	への i	区還を行る	わない	ここと
	(省	略)	
1	(省	略)	
口	(省	略)	
ハ	(省	略)	
_	(坐	肥久)	

省

省

略)

略)

(未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法)

(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第10条 (省 略) (未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第11条 (省略)

(出国時の取扱い)

(3)

第12条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第9項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。

2 (省略)

第3章 課税未成年者口座の管理

(課税未成年者口座の設定)

第13条 (省 略) (課税管理勘定における処理)

第14条 (省略)

(譲渡の方法)

第15条 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限ります。)又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

(課税管理勘定での管理)

第16条 (課税管理勘定の金銭等の	()管理	省)	略)
第17条	(省	略)
①	(省	略)
2	(省	略)
1	(省	略)
口	(省	略)
ハ	(省	略)
=	(省	略)
ホ	(省	略)
3	(省	略)

(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第18条 (省略)

(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)

第19条	(省	略)
2	(省	略)
(出国時の取扱い)				
第20条	(省	略)

新	IΒ
第4章 口座への入出金 (課税未成年者口座への入出金処理)	第4章 口座への入出金 (課税未成年者口座への入出金処理)
第21条 (現行どおり) ① (現行どおり)	第21条
② (現行どおり)	② (省略)
③ 現金での入金(依頼人がお客様又はお客様の法定代理人で	③ 現金での入金
<u>ある場合に限ります。)</u> 2 (現行どおり)	2 (省略)
① (現行どおり)	① (省略)
② (現行どおり)	② (省 略)
③ (現行どおり)	③ (省略)
3 (現行どおり) 4 (現行どおり)	3 (省略) (省略)
5 (現行どおり)	5 (省略)
6 (現行どおり)	6 (省 略)
第5章 代理人による取引の届出	第5章 代理人による取引の届出
(代理人による取引の届出)	(代理人による取引の届出)
第22条 (現行どおり) 2 (現行どおり)	第22条 (省 略) 2 (省 略)
3 (現行どおり)	3 (省略)
4 (現行どおり)	4 (省略)
5 (現行どおり) (法定代理人の変更)	5 (省 略) (法定代理人の変更)
第23条 (現行どおり)	第23条 (省略)
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
第6章 その他の通則	第6章 その他の通則
(取引残高の通知) 第24条 (現行どおり)	(取引残高の通知) 第24条 (省 略)
(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)	(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)
第25条 (現行どおり)	第25条 (省略)
2 (現行どおり) (基準年以降の手続き等)	2 (省 略) (基準年以降の手続き等)
第26条 (現行どおり)	第26条 (省略)
(非課税口座のみなし開設) 第27条 2017 年から 2028 年までの各年(その年1月1日において お客様が20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様	(非課税 口座のみなし開設) 第 27条 平成29年 から <u>平成35年</u> までの各年(その年1月1日にお いてお客様が20歳である年に限ります。)の1月1日においてお
が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住 者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこと	客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、 居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しない
となっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の	こととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37
14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 20 歳であ	条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において20歳であ
る年の同日において、当社に対して <u>非課税口座開設届出書(租税</u>	る年の同日において、当社に対して 同日の属する年の属する勘定
特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設	設定期間(租税特別措置法第37条の14第5項第6号に規定する
届出書をいいます。) が提出されたものとみなし、かつ、同日に ないて光なりなった。	<u>勘定設定期間をいいます。)の記載がある非課税適用確認書(同</u>
おいて当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約(同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)又は特定	号に規定する非課税適用確認書をいいます。)が添付された非課税口座開設届出書(同項第1号に規定する非課税口座開設届出書
非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資	をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において
契約をいいます。 <u>)</u> が締結されたものとみなします。	当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に 規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。) ものとみなします。
(本契約の解除)	(本契約の解除)
第28条 (現行どおり)	第28条
① (現行どおり) ② (現行どおり)	① (省略) ② (省略)
③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8 第30項 に定める「未	③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8 第17項 に定める「未
成年者出国届出書」の提出があった場合	成年者出国届出書」の提出があった場合
出国日 ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住	出国日
者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日ま	者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日ま
でに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日	でに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日
前に出国した場合を除きます。) 和税特別世界法権行会第27条の14の2第20項の規定により「表	前に出国した場合を除きます。) 担税特別性署法権行会第 25 条の 12 の 9 第 17 頃に規定す
租税特別措置法施行令第37条の14の2第20項の規定により「未 成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみな
(出国日)	された日(出国日)
⑤ お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書	(追加)
<u>を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が</u> 20 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届出書」	
を提出しなかった場合	
その年の1月1日においてお客様が20歳である年の前年12月	

新 IΒ 31日の翌日 ⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の ⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の 死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) の手続きが完了し、 死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に定める「未 成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 税特別措置法施行令第25条の13の5 に定める「未成年者口座 開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した 日 (合意管轄) (合意管轄) 第29条 (現行どおり) 第29条 (省 略) (約款の変更) (約款の変更) 第30条 (省 略) 第30条 (現行どおり) 附則 この約款は、2021年4月1日より適用させていただきます。 (新 設) 成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日 より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」 に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20 歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。 2021年 4月 2019年 7月